

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成23年度鳥取県一般会計補正予算について、次のとおり専決処分をする。

平成23年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

平成23年度鳥取県一般会計補正予算

平成23年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ322,282,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 寄 附 金		千円 60,000	千円 10,000	千円 70,000
	1 寄 附 金	60,000	10,000	70,000
13 繰 越 金		100,000	10,000	110,000
	1 繰 越 金	100,000	10,000	110,000
歳 入 合 計		322,262,000	20,000	322,282,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 44,114,890	千円 20,000	千円 44,134,890
	4 災 害 救 助 費	3,107	20,000	23,107
歳 出 合 計		322,262,000	20,000	322,282,000